

川内 連転容認 福岡高裁支部の不当決定

418
五方旗

原発の危険性を
住民に押し付け

の安全性を認めるとか、「社会通念で判断する」と断定。運転前提に原発の危険性を認め、生民に押し付けるのです。(原発)取材班

原発の運転差し止め処分の判断		
判断	吉川吉崎文部 1月16日	大津地裁 3月9日
新規制基準	「内原発の運転を容認」	高浜原発の運転停止を命令
基準地震動の妥当性	「基準の定めを全体としてとらえた場合、極めて高度の合理性を有する体系」	規制や想定にモロコシ計画が直ちに公表の段階でなされることため認められない
避難計画	「策定方針や規制委の判断は不合理とは言えない」	沿岸側について海上を含む周辺領域の調査が徹底的に行われず、十分な理解や透明性がないとは言えない
	「合理性や実効性を欠いても、住民の人格権を違法に侵害するおそれがあるとは言えない」	国家として具体的な避難計画が早急に策定される必要がある。避難計画を現野に引入した場合、規制基準が適用される

よ／＼利用
会通念を元に、社会通念を判断するという、「循環論法」に陥った、おかしな論理です。

た。決定は、原発以外の建築規制で破局的噴火の危険性を考え慮していないから今まで述べています。しかし、原発を建てるときには考慮してほしい、というのが社会通念でしょう。一般の居宅の安全性どうり、原発の安全部をなぜ同列で論じるのか、まったく不合理です。

しかも、新規制基準では破局的噴火も対象になっているのだ、完全に無視しているのです。

③日本は3・11以降、原発の規制について国際基準を踏まえぬとしています。

住民側は、避難計画を対象外にしている新規制基準を国際基準に反していると主張しました。大津地裁では認められました。しかし、今回の決定は、計画を策定してさえいればいい、実効性や合理性がなくても構わないというものです。地元の住民の神経を逆なでする言い方です。

決定は、火山ガイドは不合理であり、避難計画が規制対象ではなく、実効性がないという住民の主張も否定できません。

しかし、運転を容認するため、前後矛盾しても構わない内容になっています。

原子炉から放射性物質が放出されない安全性を確保することには、「現行の技術によって十分」かつ「より多く立てる過剰な決定をしました」とのよんどんとか延びて、

新規制基準を持ち上げ

された重要なことは、福島原 らかです。

それだけで住民の人格権が侵されることを認めていますが、原発審されるおそれはないと判断を推進する側にとって都合の

卷之三

卷之三

を有する」とまで持ち上げ、原因究明に言及していく。
基準に適合したとする原子力
ん。

近畿語彙の異文性不問

今回の決定は、大津
決定と正反対の趣論で
表)。

避難計画の実効性不問

ま 積明が原へされないなかで拙
速に作られたもので、原発の つじとも、住民が主張するよ
うに「合理性ないし審美性を 裏切る論理の押し付けです。
高齋支部決定は、予測を超